



国のいじめ防止対策基本方針が今年の3月に改定されました。それに伴い、平成29年11月15日に千葉県の改定基本方針が発表されました。本校においても、基本方針の見直しが求められたところです。いじめについては、昨年度、東日本大震災を起因とした原発事故避難者に対するいじめやいじめを苦にした自殺をはじめ、多くの問題が報道されました。

本校では、今までも「いじめ」は絶対に許さない・許されない、と指導してきており、過日アンケート調査を実施したところです。この機会に、ぜひ各ご家庭でも「いじめはあってはならないもの」であると重ねてお話いただければと考えます。

千葉県いじめ防止対策基本方針改定について(一部)

南房総教育事務所から

1 いじめの認知について

- 旧基本方針では、「けんか」がいじめの定義から除かれていたため、けんかについての記述が改定されました。

【改】

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害制に着目し、心身の苦痛を感じていれば、法の定義のいじめに当てはまることからいじめを認知することになる。

【本校の対応】

いじめの大小にかかわらず、いじめの要素が含まれていれば積極的に認知をして対応していきます。

2 いじめに関する学校評価について

- 旧基本方針では、「協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定、実行し、その成果を定期的に評価・点検して必要に応じた学校基本方針の改善を行う事が重要である。」と記述されており、具体的な評価方法が示されていませんでした。この点について、学校のいじめに対する取組の実施状況について学校評価の項目に設定するように記述されました。

【改】

学校の具体的な取組の実施状況について学校評価の評価項目に設定し、各学校は評価結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づいて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る必要がある。

【本校の対応】

本校の学校評価項目には「学校生活では、いじめや暴力の心配がなく、安心して毎日を送ることができているか」との質問があります。各評価項目を、確認していきます。

3 いじめの解消について

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。国のいじめ防止対策基本方針に、「いじめが解消している」状況について示されている。ただし、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとしている。

【改】

①いじめに係る行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、被害の重大性や状況から目安にかかわらず、その期間を改めて設定し、状況を注視する。

②本人及び保護者へ面接で確認すること

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

①②を確認の上、解消とする。

【本校の対応】

上記のいじめが「解消している」状況は、あくまで一つの段階に過ぎず再発の可能性が十分にあり得ると捉え、日常的に観察していきます。